

# 屋外広告物条例規制図

- 第1種地域
- 第2種地域
- 第3種地域
- 第4種地域
- 第5種地域
- 小田原城周辺地区
- 小田原駅周辺地区
- 国道1号本町・南町地区
- かまぼこ通り周辺地区
- 小田原大井線沿道地区
- 穴部国府津線沿道地区
- 片浦海岸特定地域
- 緑城山地区地区計画
- 禁止地域※

※図のほか生産緑地地区、保安林、農振農用地などは禁止地域  
 ..... 新幹線又は小田原厚木道路の両外側 500m以内の市街化調整区域は、自家用広告物又は特定案内広告物に限る。

